

ヘルパーステーションりん
介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防型訪問サービス）
運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社輪（以下「事業者」という。）が開設するヘルパーステーションりん（以下「事業所」という。）が行う介護予防型訪問サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態ある高齢者または事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防型訪問サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター等の介護予防支援事業者その他地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供、多職種協働・連携による地域の包括支援に努める。

3 前2項の他、金沢市が定める基準、市区町村の条例及びその他の関係法令等で定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションりん
- (2) 所在地 石川県金沢市矢木二丁目221番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護予防型サービスの利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防型訪問サービス計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 常勤換算2.5以上

訪問介護員等は、介護予防型訪問サービスの提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。（祝日を含む。）

- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 提供日は月曜日から土曜日までとし、サービス提供時間は午前8時から午後6時までとする。
- (4) 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(介護予防型訪問サービスの内容)

第6条 介護予防型訪問サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、更衣介助、体位交換、通院介助、その他
- (2) 生活援助
食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、その他

- 2 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、個別サービス計画を作成する。既に介護予防型訪問サービス・支援計画等が作成されている場合は、その内容に沿った個別サービス計画を作成する。
- 3 個別サービス計画の作成・変更の際は、その内容について利用者又は家族に説明し、同意を得て交付する。
- 4 サービス提供責任者は、当該個別サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該個別サービス計画の変更を行う。
- 5 介護予防型訪問サービスを提供した場合の費用の額は、別紙料金表によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に準じた額とする。但し、公費、減免又は給付制限等がある場合は、この限りではない。
- 6 前項のほか、その他費用として利用者から徴収する費用は別紙料金表の通りとする。この場合のサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 7 通常の実施地域を越えて送迎を行う場合の交通費は、その実費を徴収しないものとする。
- 8 利用者の都合でサービスを中止する場合、利用中止の連絡時期によって、別紙料金表の通り、キャンセル料を申し受ける場合がある。
- 9 事業者は、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者又はその家族に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、金沢市とする。

(緊急時等における対応)

第8条 訪問介護員等は、サービスの提供中に利用者の病状が急変した場合や、その他緊急事態が生じた時は、速やかに管理者へ報告し、主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずる。主治医等への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、地域包括支援センター等の介護予防事業者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(苦情解決)

第10条 事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

2 事業者は、前項の苦情の内容等について記録する。

(身体的拘束等の禁止)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その日時、時間、態様、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止の基本的考え方、事業所内の組織、研修に関する基本方針、万が一虐待が発生した場合の対応方法を明確にする。従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。また、虐待の早期発見のための相談体制や通報窓口の周知に努め、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を図るとともに、市区町村へ報告する。苦情解決体制を整備し、成年後見制度の利用支援も行う。

(衛生管理)

第13条 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。事業者は、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第15条 事業者は、職場において利用者や従業員から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(秘密保持)

第16条 事業者及び従業員は、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるとともに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約書等の内容に明記する。

2 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかななければならない。

(従業員の研修)

第17条 事業者は、従業員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 初回勤務より約10時間(1日の勤務時間にあわせて3日間~7日間)
- (2) 継続研修 1回/月
- (3) 管理者研修 1回/6か月

(記録の整備)

第18条 事業者は、事業の提供に関するサービス記録や従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録について整備し、法令及び当社規定に準じて保管する。

(その他)

第19条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社輪と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規定は2025年9月1日から施行する。